

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	宮古市

宮古市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 宮古市産業振興部農林課
所在地 岩手県宮古市宮町1丁目1番30号
電話番号 0193-68-9094
FAX番号 0193-63-9116
メールアドレス norin@city.miyako.iwate.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、タヌキ、キツネ、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、ツキノワグマ カワウ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、マガモ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	宮古市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害金額 (被害面積)
ニホンジカ	水稻、豆類、雑穀、野菜、いも類	3,715 千円 (341a)
イノシシ	水稻、野菜	603 千円 (45a)
タヌキ	被害なし	—
キツネ	被害なし	—
アナグマ	被害なし	—
アライグマ	被害なし	—
ハクビシン	雑穀、果樹	109 千円 (23a)
ツキノワグマ	果樹、野菜、飼料作物	112 千円 (7a)
カワウ	アユ等 (淡水魚)	3,000 千円
カルガモ	被害なし	—
キジバト	雑穀	28 千円 (20a)
ヒヨドリ	被害なし	—
カラス	果樹	36 千円 (2a)
マガモ	被害なし	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

①ニホンジカ

被害品目は、農作物全般で、その中で被害額、被害量ともに、水稻と野菜が最も多い。電気柵設置により被害減少の効果はあるが、電気柵未設置箇所及びニホンジカの生息域拡大により、新たな被害が発生するなどし、被害は横ばいの状況である。しいたけ等の特用林産物などの被害も発生している。また、道路や線路上での衝突事故も発生しており、被害発生前の防除対策の普及と捕獲対策が求められる。

②ツキノワグマ

デントコーンなどの飼料作物の被害防止対策として電気柵設置をしているが、適正に設置しても侵入する場合がある。飼料作物の他、白菜などの野菜の被害も発生しており、産直出荷農家や畜産農家に多大な影響を及ぼしている。

数年に1度の大量出没により、人里への出没が増加し、農作物被害だけでなく、倉庫や家屋等侵入被害や人身被害発生危険性が高まっている。

③イノシシ

ここ数年で目撃件数、痕跡も増え、田畑への侵入による水稻、野菜への農作物被害が発生し、捕獲実績もあり、今後被害の拡大が懸念される。

④ハクビシン、カラス、キジバト

農作物被害については、宮古市全域において確認され、販売目的以外の自家消費、家庭菜園などの小規模なところでも被害が発生し、特に果樹、野菜への被害が大きい。

⑤カワウ

閉伊川水系を中心とした放流したアユ等の食害が多く、放流前から追払いによる防除を実施しているが、被害は横ばいとなっている。

⑥その他の鳥獣

原因鳥獣種が不明な場合や、被害の報告がされていない農作物被害があり、①～⑤の鳥獣種他、キツネ、アライグマの出没や目撃情報が寄せられていることから、被害の拡大が懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和3年度）		目標値（令和6年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
ニホンジカ	3,715 千円	341a	2,600 千円	238a
イノシシ	603 千円	45a	422 千円	32a
タヌキ	被害なし		—	
キツネ	被害なし		—	
アナグマ	被害なし		—	
アライグマ	被害なし		—	
ハクビシン	109 千円	23a	76 千円	16a
ツキノワグマ	112 千円	7a	78 千円	5a
カワウ	3,000 千円	-	2,100 千円	-
カルガモ	被害なし		—	
キジバト	28 千円	20a	19 千円	14a
ヒヨドリ	被害なし		—	
カラス	36 千円	2a	25 千円	1a
マガモ	被害なし		—	

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 宮古市鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲やカワウの追払等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣被害対策実施隊員の高齢化及び担い手不足のため、新規隊員を増加する体制の構築
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ニホンジカ、ツキノワグマの被害発生が多い地区において平成22年度より市単独事業で電気柵設置補助を実施 ツキノワグマの被害農地では、音と光による追払機の貸出による被害防止及び購入促進 岩手県鳥獣被害防止総合支援事業により、牧野や集落に大規模な電気柵を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 電気柵や金網柵などの設置後の日々の管理、自家消費のみの小規模生産者にも電気柵設置を促し、地域ぐるみで藪等の刈り払いを自主的に行い、緩衝帯を作るなど、捕獲以外の防除対策を行う体制の構築
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ツキノワグマによる倉庫等の侵入被害が発生した場合、現地確認を実施し、被害原因を調査。誘因物の除去、ツキノワグマの習性を説明 	<ul style="list-style-type: none"> 被害が発生した住民に対し、ツキノワグマの習性を理解し、普段から誘因物除去等の防除対策を行う体制の構築

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

市の面積約1,259 km²のうち耕地面積の割合は、僅か1.40%であり、山間部に点在する狭い農地を利用して耕作している農家が多い地域である。農家の高齢化や過疎化により、野生鳥獣の田畑への侵入が増え、食害による耕作意欲の衰退、耕作放棄地の増加が懸念されている。

耕作放棄地の解消と、安定した生産活動につなげるため、被害の大きい地域や新たに被害が拡大した地域には、岩手県鳥獣被害防止総合支援事業による大規模侵入防止柵を、被害が小規模の田畑に対しては、市の事業を活用した侵入防止柵を設置するよう支援し、被害防止を図る。

また、一般を対象にした野生鳥獣の生態や防除対策に関する研修会を開催し、野生鳥獣の出没を減らす環境作りと農作物被害減少を図るとともに、実施隊やジビエに関心がある人を対象にした食肉として利用するための捕獲技術向上やジビエに関する知識向上を目的とした研修会を開催し、ジビエ利用等を図る。

ニホンジカ、イノシシについては、積極的な捕獲を推進する必要があることから、市の有害捕獲、県指定管理鳥獣捕獲等事業により通年捕獲とする。

鳥獣被害対策実施隊員の捕獲技術及び地域住民の意識の向上を図り、有害捕獲や地域が主体となった被害防止対策により、ニホンジカ、ツキノワグマ等が人里付近に出没しにくい環境作りを行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT (情報通信技術) 機器やGIS (地理情報システム) の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む)。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農林漁業者等及び河川漁協から依頼を受け、宮古地区猟友会員の中から猟友会長が推薦し、宮古市長が指名、任命した鳥獣被害対策実施隊員で組織する。また、ライフル銃を使用した捕獲も実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 4～6	ニホンジカ、イノシシ、タヌキ、キツネ、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、ツキノワグマ、カワウ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、マガモ	<p>捕獲については、各年度とも県の第13次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき取り組む。</p> <p>ニホンジカについては、くくりワナや巻狩りによる捕獲体制を構築し捕獲を行う。その他の鳥獣については、被害状況に応じた最も効果が期待できる方法で捕獲に取り組む。</p> <p>岩手県自然保護課及び岩手県猟友会と連携し、狩猟免許試験及び事前講習会を周知し、狩猟免許の取得を促進するなど、新たな被害対策の担い手の育成に取り組む。</p>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
ツキノワグマについては、市独自の捕獲頭数目標は設定せず、県の第二種特定鳥獣管理計画に基づき適正な捕獲を実施する。個体数減少を防ぐため、被害状況を考慮しつつ防除対策（注意喚起～防御や追払い）を講じた上で、必要最小限の捕獲を行うこととする。	
イノシシについて、令和元年度に4頭、令和2年度に1頭の狩猟による捕獲と、令和3年度には1頭の有害捕獲があり生息数及び生息域が増加拡大傾向にあることから、県の第二種特定鳥獣管理計画に基づき積極的に捕獲を実施する。	
ニホンジカについて、生息範囲が拡大し、捕獲頭数が年々増えている状況であることから、県の第二種特定鳥獣管理計画に基づき積極的に捕獲を実施する。	
ハクビシンについて、山間だけでなく住宅地への出没も確認され、農作物被害だけでなく住宅の天井等の侵入被害もあり、被害拡大が懸念されていることから、積極的な捕獲を実施する。	
その他の鳥獣については、被害状況に応じた捕獲を行う。	

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニホンジカ	1,000頭	1,200頭	1,400頭
イノシシ	10頭	20頭	30頭
タヌキ	100匹	100匹	100匹
キツネ	設定しない		
アナグマ	100匹	100匹	100匹
アライグマ	設定しない		
ハクビシン	100匹	100匹	100匹
ツキノワグマ	設定しない		
カワウ	300羽	300羽	300羽
カルガモ	300羽	300羽	300羽
キジバト	300羽	300羽	300羽
ヒヨドリ	300羽	300羽	300羽
カラス	300羽	300羽	300羽
マガモ	300羽	300羽	300羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
銃器及びわなによる有害捕獲	
予定時期	・ニホンジカ、イノシシ、4～3月 ・ツキノワグマ 有害鳥獣捕獲許可による ・その他の鳥獣種 狩猟期間以外の期間
予定場所	・宮古市全域

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
○ライフル銃による捕獲等を実施する必要性	
<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵の設置、罠や散弾銃を利用した有害捕獲を実施しているが、農作物被害は恒常的に発生し、特にニホンジカ、ツキノワグマ及びイノシシによる被害は拡大傾向にある。 ・当地域の農作物被害は、中山間地帯で多発し、野生鳥獣も多く生息している。散弾銃のみの有害捕獲では、至近距離からの発砲が必要となり、対象獣に気づかれ有害捕獲が進まない状況にある。 ・射程の長いライフル銃による有害捕獲を実施することにより、遠距離からの捕獲が可能で精度も上がり、捕獲率が向上する。また、半矢を防止することができる。 	
<p><参考> 宮古市鳥獣被害対策実施隊員 100名 (R4.4.1時点) うちライフル銃所持人数 21名 (")</p>	
○取組内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲 捕獲手段：ライフル銃による捕獲 捕獲予定時期：4～3月 捕獲予定場所：宮古市内 ・ツキノワグマの有害捕獲 捕獲手段：ライフル銃による捕獲 捕獲予定時期：有害鳥獣捕獲許可による 捕獲予定場所：宮古市内 	

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
宮古市内	マガモ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を

希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ	電気柵 3,000m	電気柵 3,000m	電気柵 3,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ	地域住民で組織する組合による、草刈り等による侵入防止柵の管理		
タヌキ、キツネ、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、カワウ、カルガモ、キジバト、ヒヨドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、マガモ	効果的な追払い方法について、関係機関・団体と連携し研究や被害防除技術の実証を行う。 それらの研究や実証を踏まえ、関係機関、集落営農組織等の協力と連携により、地域で被害を防止するための意識の高揚を図りつつ、被害防止に関連する知識や技術の向上を目指し、鳥獣による農林産物、アユ等の河川魚種への被害防止の効果的な対策方法について研究と普及啓発に努める。		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4～6年度	ツキノワグマ	緩衝帯の刈払い等について、防除対策として地域ぐるみで取り組むよう指導し、同時に関係機関・団体と連携し効果的な追払い方法について研究する。 田畑への残渣投棄の防止、放任果樹等の誘因物の除去について、野生鳥獣の生態に関する知識と併せ指導を行う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

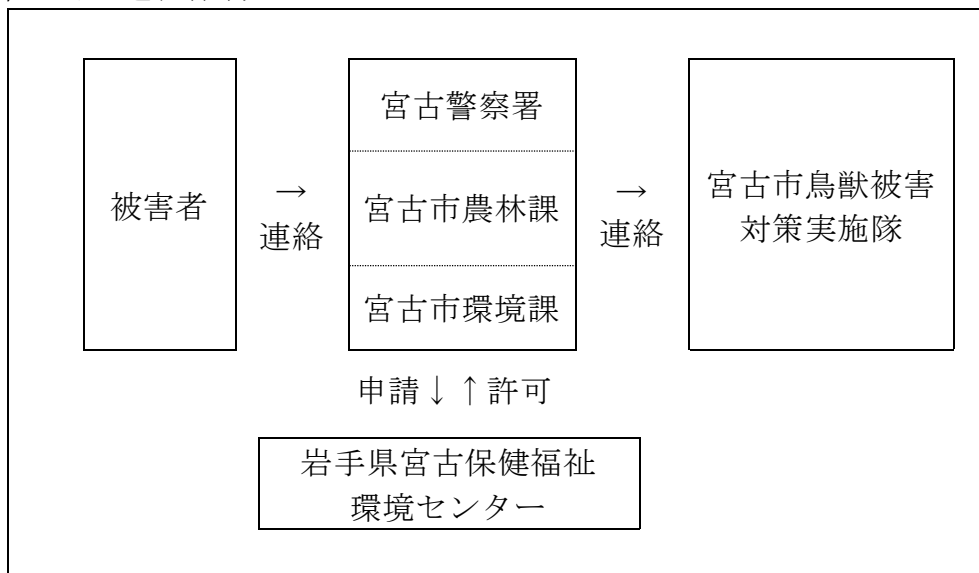
関係機関等の名称	役割
岩手県沿岸広域振興局 保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター	有害鳥獣の捕獲等の許可、関連情報の提供、被害防止及び狩猟者への指導・助言を行う。
宮古警察署生活安全課	猟銃を使用する狩猟者、有害鳥獣駆除従事者に対する安全指導を行う。
宮古市エネルギー・環境部 環境課	有害鳥獣の捕獲等の許可、関連情報の提供、被害防止の指導・助言を行う。
宮古市産業振興部農林課	宮古市鳥獣被害防止対策協議会の事務局を担当し、協議会及び関係機関との連絡・調整を行う。
宮古市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報の提供と追払い、防護柵等の設置、捕獲の実施と意見提言を行う。

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、公共施設において、小型鳥獣はゴミ焼却施設で焼却処理し、焼却処理できない大型獣種は埋め立て地へ埋設処理するなどし、生態系に影響を与えないよう適切な処理を基本とする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	県内で捕獲された野生鳥獣について、基準値を超える放射性物質検出による出荷規制が一部を除き県内全域にかけられており、出荷には放射性物質の検査の他、食肉衛生検査等による安全性の確保が必要。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

宮古市内で、ニホンジカを食肉として利用できる捕獲頭数等に応じた処理加工施設の規模、運営方法及び整備の有無を検討する。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

岩手県内で初めて、ニホンジカの捕獲から搬入、処理加工、販売までのジビエ事業を起こした事業者から、技術的指導、運営方法など情報共有する体制づくりの構築を図る。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	宮古市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
宮古市産業振興部農林課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
宮古市エネルギー環境部 環境課	有害鳥獣の捕獲等の許可、関連情報の提供、被害防止の指導・助言を行う。
宮古市産業振興部水産課	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止の指導・助言を行う。
新岩手農業協同組合 宮古営農経済センター	農業分野における情報取りまとめ・意見提言及び対象地域を巡回し、営農指導、情報提供を行う
閉伊川漁業協同組合	河川漁業における情報取りまとめ・意見提言及び対象河川を巡回し、情報提供を行う
宮古地方森林組合	林業分野における情報取りまとめ・意見提言及び対象地域を巡回し、指導、情報提供を行う
宮古地区猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と追払い、捕獲の実施と意見提言を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岩手県沿岸広域振興局 保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センター	有害鳥獣の捕獲等の許可、関連情報の提供、被害防止の指導・助言を行う。
岩手県沿岸広域振興局 農林部 宮古農林振興センター	有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の指導・助言を行う。
岩手県 宮古農業改良普及センター	有害鳥獣関連情報の提供、営農指導、被害防止技術の指導・助言を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

宮古市鳥獣被害対策実施隊設置 ・実施隊は、宮古地区猟友会員の中から猟友会長が推薦し、宮古市長が指名、任命した隊員で組織する。 宮古市鳥獣被害対策実施隊の活動内容 ・被害防止計画を実施するため、関係機関と連携し、農林水産業等に係る被害状況の適確な把握に取り組む。 ・被害農林家等及び河川漁協への被害対策啓発や防除方法の指導を行う。 ・有害鳥獣の追払い及び捕獲を行う。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

計画策定後に、新たな有害鳥獣の出現や大量発生により、計画が現況に適さないと判断されるときは関係機関と協議しながら計画を見直し、効果的な被害防止に努める。
--

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特に無し

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。